

向陽台住宅団地まちづくり協定（案）

売主 朝日村土地開発公社（以下「甲」という。）と、買主 ●●●●（以下「乙」という。）は、次のとおり向陽台住宅団地まちづくり協定を締結する。

1 目的

この協定は、若者の定住につながる魅力あるまちづくりを進めるため、建築物等に関する基準を定め、互いに協力しながら良好な住環境を維持していくことを目的とする。

2 信義誠意の義務

乙は、協定の事項について信義に基づき誠実にこれを履行する。

3 協定区域

この協定の対象となる区域は、向陽台住宅団地とする。

4 建築物等の基準

協定区域内の建築物等は、次に定める基準によるものとする。

（1）建築物の用途・規模

- ①建築物の用途は、一戸建て住宅（住宅用トレーラーハウスは除く）及びこれに付属する車庫や物置とする。
- ②建築物の規模は、2階建て以下とする。

（2）敷地の形状

敷地の区画分割をすることはできない。また、地盤高については、理事長の許可なく変更することはできない。ただし、土羽法面のような壁設置は、自己負担により施工できるものとする。

（3）よう壁の設置

- ①土留よう壁を設置する場合は、地盤高から10cmを加えた高さ以内とする。
- ②住宅完成後、期間を置いてからよう壁を設置する場合は、着工前に朝日村教育委員会へ申し出ること。

（4）外壁の後退

建築物の外壁、又はこれに代る柱の面から道路境界、及び、隣地境界までの距離は1.0m以上とする。（車庫は除く。）

（5）建築物の色彩

建築物の屋根及び外壁は、景観上できるだけ低彩度の落ち着いた色彩を基調とする。

(6) 囲障に関する基準

- ①道路に面する塀・柵等になるものはできる限り生垣とし、高さ1.5m以下とする。
- ②隣地境界においても生垣等による緑化及び管理に努める。

(7) その他

- ①地下室・地下シェルター等地下施設の設置は原則禁止する。やむを得ず設置する場合は、事前に朝日村土地開発公社及び朝日村教育委員会と協議をすること。また、このことにより発生する、文化財保護に係る費用等は全て施主負担とする。
- ②建築物に積もった雪が、境界を越えて落下しないよう配慮する。
- ③敷地内に野外広告物を設置しない。
- ④騒音、悪臭、排水等の法令遵守とともに周辺に迷惑をかけない暮らしに努める。
- ⑤地域のルールやマナーを守る。

5 その他

朝日村土地開発公社住宅用土地分譲要綱、及び第3期向陽台住宅団地土地売買契約書、その他、生活・居住・建築・環境等に関する法令等を遵守すること。

6 疑義の解決

甲及び乙は、この協定について疑義が生じたときは、速やかに協議し解決にあたるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 長野県東筑摩郡朝日村大字古見1555番地1
氏 名 朝日村土地開発公社
理事長 小林 弘幸 ⑧

乙 住 所
氏 名